

第 422 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 3 年 7 月 21 日（水） 午後 2 時 00 分から午後 2 時 59 分
2 場 所 T K P ガーデンシティ御茶ノ水 3 階会議室
3 出席者 公益代表委員 6 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 6 名

都留会長 定刻になりましたので、第 422 回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

初めに、委員の出欠状況について、事務局から報告してください。

賃金指導官 本日は、委員定数 18 名全員が御出席ですので、現時点におきまして最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である、全委員の 3 分の 2 以上、または各側委員の 3 分の 1 以上を満たしていることを御報告いたします。

都留会長 ありがとうございます。本日の議事録は、審議会運営規程第 7 条に基づき、公益委員は私が、労側委員は澤登委員、使側委員は大辻委員に確認をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

賃金指導官 報道機関の方に御連絡いたします。審議が始まりますので、以降の撮影及び録音はお控えいただきますようお願いいたします。

都留会長 議事（1）「東京都最低賃金の改正決定について（答申）」です。

東京都最低賃金の改正決定につきましては、専門部会で御審議をいただいておりますが、その結論が得られたようですので、報告を受けたいと思います。

専門部会部会長の村上委員から報告をお願いいたします。

村上委員 それでは、報告いたします。

事務局から報告書を読み上げてください。

賃金課長 報告書を読み上げます。

令和 3 年 7 月 21 日、東京地方最低賃金審議会、会長都留康殿、東京地方最低賃金審議会、東京都最低賃金専門部会、部会長村上文、東京都最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和 3 年 7 月 2 日、東京地方最低賃金審議会において付

託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、中小企業に対する各種支援策について、一層の利用及び活用を促進するよう東京労働局に対して強く要望する。また、業務改善助成金については、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

別紙としまして、東京都最低賃金、1 適用する地域、東京都の区域、2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間1,041円、5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発効の日、令和3年10月1日。

別添としまして、令和3年度東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部会委員名簿、令和3年7月16日任命を添付しております。

以上です。

村上委員

ありがとうございます。では、私から、東京都最低賃金専門部会報告の結論に至る経過につきまして御説明をさせていただきます。

本年度の東京都最低賃金につきましては、令和3年7月2日に改正の諮問を受け、5回にわたり専門部会を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。この間、令和3年7月16日には、中央最低賃金審議会から今年度の地域別最低賃金改定の目安が答申され、東京都について目安28円が示されたところです。

今年度の審議において、労働側代表委員からは、①連合で把握している春闘の賃上げ率は1.78%であった。300人未満の企業でも1.73%の賃上げとなっており、コロナ禍でも賃上げの流れは継続している。エッセンシャルワーカーなど、最賃の水準で働く立場の弱い労働者を取り残してはならない。このような状況でも賃上げはしっかりやらなければならないと考える。

②昨年度に東京で最低賃金の引上げがなされなかったことを踏まえ、4

表、賃金上昇率は2年分で2.0%と見るべきである。

③引上げ金額としては、昨年度、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえ、再度3%の流れに戻すべきであることや、昨年度、東京では最低賃金額の引上げがなかったことを踏まえ、目安額以上を引き上げるべきである。

④新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいない状況や、賃金引上げのための助成金の申請件数が少ないことは、最低賃金引上げの議論とは別に論じるべきである等の主張がなされました。

一方、使用者代表委員からは、①コロナ禍が長引いており、企業の業況は二極化している。特に、飲食・宿泊業等は極めて厳しい状況である。飲食業は、感染防止のための時短要請や酒類提供自粛等、宿泊業はインバウンドがなくなり、先行きの見通しが立たない状況である。このような状況で一律に強制力のある最低賃金を引き上げる状況にはなく、使側としては引上げなしの0円を主張する。

②現在の状況で最低賃金を引き上げると、コロナ禍で深刻なダメージを受けている産業を中心に、雇用の維持と事業の継続に影響が出るのが大いに懸念される。

③賃金引上げの主たる支援策である業務改善助成金の支給件数が少なく、中小企業が賃上げできる環境が整備されているのか疑問である。

④目安は、地方最低賃金審議会を拘束するものではない。中賃答申でも「地域の経済・雇用の実態を見極めつつ」と例年にないメッセージが盛り込まれていることから、地賃の自主性を発揮した審議をするべきである。

⑤4表の賃金上昇率は、あくまで令和3年度単年で見るべきであり、令和3年度単体の実績で審議すべきである。

⑥2010年から10年間にわたり、約200円無理な引上げをしてきており、東京では既に十分な水準に到達していると考ええる。

⑦骨太の方針等では「感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて」とされているが、諸外国とは、税制や社会保障制度等が異なるし、コロナ対策に係る支援内容も違うため、一律に論じることはできないと考え

る。また、感染症拡大前の最賃の引上げにより、経済状況がどう変わったのかを検証する必要があるのではないか。

⑧最低賃金の引上げを経済の底上げにつなげるというのは、法の目的にそぐわないものであり、現在の最低賃金引上げの状況ではない等の主張がなされました。

これらの主張を受け、公益委員としては、労使の主張の隔たりを埋めるべく努力してまいりましたが、残念ながら意見の一致を見るには至りませんでした。

そこで、公益委員としては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張及び提出資料、事務局から提供のあった最低賃金に関する基礎調査結果、労働経済指標、生活関連指標等、様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書も参考に、真摯に検討を行いました。

新型コロナウイルス感染症が拡大し、今なお緊急事態宣言下にある中、東京都における中小企業を取り巻く情勢は厳しい状況にあり、最低賃金を引き上げた場合には、雇用に影響を及ぼすことが考えられるが、一方で、経済は回復基調にあること。中小企業の倒産件数は大幅には増加していないこと。コロナ禍において、生計維持に大きな影響を受けている最低賃金水準で働いている非正規雇用労働者や女性労働者の生活の安定に配慮が必要であることとの認識に至りました。

このような認識のもと、中央最低賃金審議会答申において示された目安額を参考にしつつ、労使各側の主張を総合的に勘案した上で、現行の東京都最低賃金 1,013 円について、①28 円引上げ、これは 2.76%であり、1,041 円とする。②効力発生予定日は、令和 3 年 10 月 1 日とする、と決定するのが適当であるとの公益案を提示し、多数決の結果、部会報告書のと通りの結論に至りました。以上です。

都留会長

ありがとうございました。

ただいま、村上委員からの報告にありましたように、専門部会での結論が全会一致とはなりませんでした。最低賃金審議会令第 6 条第 5 項が適用

できませんので、この本審において改めて審議することとなります。

それでは、各側から意見はございますでしょうか。

杉崎委員、どうぞ。

杉崎委員 ありがとうございます。ただいま公益の先生から専門部会の審議経過が読み上げられましたが、我々委員の手元になくて、口頭で読み上げていただいた内容を一生懸命拝聴しておったのですが、報告書はこの場で配られないのでしょうか。

村上委員 実は、公益の見解のメモを作成していますから、それでどうでしょうか。

杉崎委員 資料を配付した上で、読み上げていただいたほうが、適切なのではないのでしょうか。

労働基準部長 申し訳ございません。

杉崎委員 ということが1点と、もう1点、事務局にお願いなのですが、先日の専門部会において、今、公益の先生から御発言がありました、公益委員案28円引上げ、1,041円という案が専門部会で示されたわけですが、専門部会においては、その28円引上げの理由、根拠となる7点が示されております。改めて本日のこの本審の場において、7点の理由、根拠を確認したいと思っております。先日晒されました7点の理由、根拠を正確に読み上げていただきたいと思っております。お願いいたします。

都留会長 ありがとうございます。まず、報告書が配付されていないということですが、これは事務的にどうなっていますか。

(報告書配付)

都留会長 配付漏れがあったそうで、大変失礼しました。1点目は配付されるということで、2点目の公益見解メモで示された7つの論点を、もう一度読み上げるようにという御要請がありましたが、村上委員、どういたしましょうか。

村上委員 事務局もお持ちですので、事務局から読み上げていただけますでしょうか。

労働基準部長 承知いたしました。

賃金課長

昨日の専門部会でお示ししました公益見解につきまして、メモを朗読させていただきます。

公益案を取りまとめるに当たり、目安額を参考にしつつ、賃金改定状況調査等の目安小委員会配付資料、専門部会の審議における労使各側からの主張及び提出資料、事務局から提供のあった最低賃金に関する基礎調査結果・労働経済指標・生活関連指標等様々な資料を踏まえ、最低賃金法第25条に基づく意見聴取手続に則って提出された改正に対する様々な意見や各種要請書の参考に検討した。

1、東京都における有効求人倍率（就業地別・季節調整済値）は0.85（令和3年5月）であり、雇用情勢は厳しい状況にあること。

2、賃金改定状況調査は、一部の業種ではマイナスとなっているものの、Aランク令和3年0.5%、令和2年1.5%の賃金上昇率となっていること。

3、春季賃上げ妥結状況（加重平均）の結果を見ても、賃上げ率は、総平均で令和3年1.83%、令和2年1.80%と2年連続で高い水準になっていること。

4、経済情勢を見ると、宿泊、飲食業等をはじめ中小企業を取り巻く状況は厳しいが、ここにきて機械受注総額、新設住宅着工戸数、百貨店・スーパー販売額等は回復基調にあり、企業倒産件数はコロナ禍においても大幅な増加は見られないこと。

5、東京都においては、依然として新型コロナウイルス感染症が拡大しており、今なお緊急事態宣言下にあるが、今後、ワクチン接種数も増加していくことが見込まれ、経済はより正常化に向けて回復していくと思われること。

6、消費支出が増加傾向にあり、コロナ禍での生計維持に大きく影響を受けている最低賃金の水準で働いている非正規雇用労働者や女性労働者の生活の安定に配慮が必要であること。

7、最低賃金を引き上げた場合は、雇用に一定の影響を与えることは考えられるが、経済状況は回復に向かいつつあり、中小企業の倒産件数が大幅には増加していないことから、政府が展開する様々な支援策の活用促進の効果にも期待していること等を勘案した上で、公益としては28円、率に

して2.76%の引上げとするのが妥当であるとする。なお、東京労働局に対して、より一層の中小企業に対する各種支援策の利活用の促進を強く要望する。

以上です。

都留会長

以上の読み上げに関して、何か御意見はございますか。

杉崎委員、どうぞ。

杉崎委員

ありがとうございます。ただいま、7点の理由、根拠を読み上げていただきましたが、先ほど公益の村上先生から労使各側の主張についても御紹介をいただきました。

先ほど配られました報告書には、労使各側の主張が記載されていませんが、こういった労使各側の主張も改めて資料として配付されるほうが、より適切なのではないかと思います。

また、村上先生から公益委員としての考え方についても口頭で御披露がありました。こういったものも資料として配付するほうが適切なのではないかと考えております。

その上で申しますと、使用者側といたしましては、中賃でもそうですし、この東京の地賃においてもですが、一貫して今年度の最低賃金については現行水準の維持、引上げなしということを目指してまいりました。

特に、東京では有効求人倍率が昨年の7月以降、一貫して1倍を下回っており、本年5月は0.85倍まで悪化しているなど、厳しい雇用情勢にございます。

特に、飲食業、宿泊・観光業といった業種では極めて厳しい業況に置かれております。

そうしたことを勘案いたしますと、今はまだ事業の存続と雇用の維持を最優先にすべきだと考えております。そうした認識の下で、一貫して現行水準の維持、引上げなしということを目指してまいりましたので、改めてこの本審の場においても主張させていただきます。以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

通常、労側委員から御意見を伺うのですが、今、使側委員から御意見をいただきましたが、一旦、慣例に従って労側委員に戻してもよろしいです

か。

では、労側委員より御意見がございましたらお願いします。

田代委員、どうぞ。

田代委員

労側として、今いただきました見解を含めて意見といいますか、感想を申し上げます。

本年度最初の本審でも申し上げたのですが、今回の審議は、昨年を引き続いてコロナ禍での審議となりました。

去年は、新型コロナウイルス感染症に対する備えも知見もない中での審議でございましたけども、今年、この1年間様々な経験や対応を積み重ねてくる中で、働き方や暮らしそのものが大きく変わってきていることも踏まえ、また、ワクチン接種もまだ完全とは言い切れませんが、進んでいる、進んでくるという中で、審議に臨んでまいりました。

私ども連合からは、将来を見据えて時給1,500円を目指すといった団体署名を提出いたしました。同様の趣旨で都内の様々な労働団体の皆様からも要請書が提出されております。

私どもは、労働団体、また、そこで働いている方々、また、労働組合がないところで働いている労働者、東京都内で働いている労働者全体の代表として現場の声をお伝えしたと思っております。

また、東京オリンピック開催の関係から、非常に短期間で東京だけ早い決着を目指すというスケジュールの中での審議となったこと、東京の結果は他の道府県に多大なる影響を与えるということも労側で踏まえまして、審議に臨ませていただきました。使側の方々とも、そういった中で真摯に議論ができたと思えます。

ただ、最後の最後まで、これだけ額の溝が埋まらなかったことは、本当に初めてかと思えます。そういった中での審議、また、取りまとめを含めて公益の先生方に本当に御尽力いただいたと思えます。また、様々な事務方のお力も本当に感謝している次第であります。

そういった中で、中賃の目安が全国一律28円という引上げ額が提示されました。AランクからDランクで全国一律です。そういった中賃の目安もにらみながらの審議でありましたが、今回の公益の先生方の御見解は、一

定の評価ができるものと思っております。

ただ、使側の先生が随時言われております、最低賃金を上げたことによって、主に中小企業において総人件費が上がると、それによって倒産や雇用が守れないというようなことは、私はあってはならないと考えます。もちろん、労側でもあってはならないと思っておりますので、中小企業が倒産しないような環境づくりを、政府なり、東京都なり、例えば業務改善助成金等の施策の周知徹底なり、緩和ですね。昨年、申請件数が少ないと言われていましたが、今年は最低賃金も上がることから、中堅・中小の主に小さい企業に寄り添って、ぜひ周知徹底、利用しやすい環境整備を行っていただきたいです。東京都、また企業、労働者は、今回の結果を受け止めて、経済の発展、また個人の消費の発展にも結びつけていければと思っております。

私からは以上でございます。

都留会長

ありがとうございました。

他の労側の委員、御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、使側の委員、御意見はございますか。よろしいですか。

ただいま、労使双方から御意見をいただきました。

意見の隔たりはありますが、一致することは難しいと判断し、専門部会において慎重に審議いただいた結果ですので、専門部会報告にありますとおり、東京都最低賃金については、28円引上げとすることについて採決を行いたいと思います。

杉崎委員

会長、よろしいでしょうか。

都留会長

杉崎委員、どうぞ。

杉崎委員

ありがとうございます。

本日の本審もそうですし、専門部会を含めまして、公労使三者構成の審議会で真摯に議論をしていただきました公益委員の先生方、労側の委員の皆様、また、各種資料の提供に御尽力をいただきました東京労働局事務局の皆様に、まずもってこの場をお借りいたしまして、御礼を申し上げたいと思います。

現在、コロナ禍が長引いておりまして、緊急事態宣言が発出されてから

も、新規感染者数の増加傾向が続いております。営業時間の短縮要請や、酒類の提供が停止されている飲食業、また、インバウンド需要やオリパラ関連需要が蒸発した宿泊・観光業、さらには人流の抑制により交通運輸業や旅行業、イベント関連産業など、多くの業種の企業が極めて厳しい状況に置かれています。

先ほど申し上げましたとおり、東京では有効求人倍率が今年の7月以降、一貫して1倍を下回り、本年5月は0.85倍まで悪化するなど、厳しい雇用情勢も勘案いたしますと、今まだ事業の存続と雇用の維持を最優先にすべきと考えております。そうした認識の下、今年度使用者側は一貫して現行水準の維持、すなわち引上げなしを主張してまいりました。

さらに、去る7月14日に日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会は、コロナ禍であるにもかかわらず目安制度開始以降で最高額となる大幅引上げの目安が示されたことは、極めて残念であり、到底納得できるものではない。とりわけ、困窮している飲食業や宿泊業などの事業者の実態や痛みを理解していない結論と言わざるを得ない。加えて中賃や最低賃金決定の在り方自体に疑問を抱かざるを得ないといった旨のコメントを公表させていただきました。

また、去る7月16日の中賃本審においても、日商と中央会さんは、公益委員見解及び小委員会報告を地方審議会に示すこと等を内容とする中賃の答申案について採決を要求し、反対の意思を表明させていただきました。

こうした中、このたび公益委員案として、目安どおり28円引上げ1,041円の案が提示されました。その根拠については、あまりにも我々使用者側の認識とかけ離れており納得がいきません。

先ほど読み上げていただいた理由、根拠には、その1点目で、東京都における有効求人倍率は0.85であり、雇用情勢は厳しい状況にあるとの認識が示されております。

その上で、政府から数次にわたる雇用維持への要請が経済団体にはあり、雇用調整助成金で雇用を何とか維持している中で、引上げの根拠には最低賃金を引き上げた場合は雇用に一定の影響を与えることが考えられるとありますが、政策的な矛盾は果たして+ないのでしょうか。

コロナ禍で厳しい状況にある企業で働く非正規労働者の方々に、しわ寄せが及ぶ懸念はないのでしょうか。

また、政府が展開する様々な支援策の活用促進の効果にも期待しているとありましたが、最低賃金引上げの主たる支援策である厚生労働省の業務改善助成金の昨年度のこの東京における支給実績は僅か30件、一昨年以降もほぼ同様の実績にとどまっています。非常に少数の実績にとどまっています。

こうした点だけを取りましても、先ほど読み上げていただきました理由、根拠、7点ありましたが、到底納得することはできません。

東京は、コロナ禍で今もなお4回目となる緊急事態宣言が発出されている状況が考慮されていないなど、使用者側の主張が全く取り入れられていないことに加えまして、中賃の公益委員見解に記載されている地域の経済、雇用の実態を見極めた審議が行われたとは言い難い案が提示されましたことは、極めて遺憾であります。

経済成長や生産性向上に見合った形で最低賃金を引き上げていくことは、望ましいと思います。また、余力がある企業は賃上げに前向きに取り組むべきであるというふうにも考えております。

しかしながら、コロナ禍が長引き、緊急事態宣言が発出され、経済活動が抑制されている状況下である今年は、どの企業にも一律に強制力を持って適用される最低賃金を引き上げるタイミングではないと考えております。

雇用調整助成金等の支援策を活用しながら、1年以上にわたり事業の存続と雇用の維持にぎりぎりの努力をしている中小企業経営者の皆様のことを思いますと、到底納得できる結論ではなく、法が定める目的や決定に当たっての3要素に基づいて、導き出された結果なのかという点についても疑問を抱かざるを得ません。

公労使三者構成の審議会の在り方は尊重すべきであり、最後の最後まで真摯に議論を尽くすことが委員に課せられた責務であるということは、私自身も十分に認識、承知しております。

しかしながら、この案は到底容認できるものではなく、受け入れることはできません。

したがいまして、採決が行われる前に強い反対の意を表すために、退席をさせていただきます。

都留会長 杉崎委員、ただいまの御発言について、私はしっかりと受け止めて、採決に臨みます。御理解ください。

(杉崎委員退室)

加藤委員 会長、よろしいでしょうか。

都留会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 私も杉崎委員と同じ意見でございますが、一言意見表明をさせていただきます。

まずは、公益委員の皆様、そして労側委員の皆様、一貫して真摯な御議論をしていただきましたことに感謝申し上げます。

また、審議をよくサポートしていただきました事務局の皆様にもお礼を申し上げます。

初めに、国の骨太の方針に基づいて出された中賃の目安、そしてさらにそれをなぞった本日の改正案、全くもって受け入れられるものではございません。

私は、最低賃金の引上げ自体を否定しているわけではございません。最低賃金は、全ての事業者に法的拘束力を持つが故に、時々の社会経済状況を踏まえ、各種データに基づいて論理的に導き出されるべきであると、このことを終始主張してまいりました。

東京は現在、四度目の緊急事態宣言下です。今年に入ってから、緊急事態宣言、またはまん延防止等重点措置が発令されていない日数は、僅かに28日しかない、まさに異常な事態です。これほど社会経済活動が大きく制約されたことは、かつてあったでしょうか。引上げは、今ではないはずで

私は、中小企業、小規模事業者の皆様の代弁者として、この場に立たせていただいております。かつてないほどの厳しい経済環境、そして先行きの不透明感が非常に強い中で、事業の継続と雇用の確保に懸命に取り組ん

でいる中小企業、小規模事業者の皆様には、本当に申し訳ない思いでございます。

今の仕組みの中では、最も強く反対の意思表示ができる手段であると考えます。よって、大変に不本意ではありますが、私も採決前に退席させていただきます。

都留会長 加藤委員、ただいまの御意見、拝聴しましたが、この後、御意見を真摯に踏まえながらも採決を行います。御理解ください。

(加藤委員退室)

小林委員 会長、よろしいでしょうか。

都留会長 小林委員、どうぞ。

小林委員 私も、杉崎委員、加藤委員と同意見であり、コロナ禍で厳しい経営環境の中で必死に頑張っている中小企業、小規模事業者に、今後、雇用の維持、事業継続に支障を来すおそれのある引上げは全く受け入れられません。

よって、反対の意思表示を強く表明するために、採決前に退席させていただきます。よろしく申し上げます。

都留会長 小林委員、さきの委員に言ったことと同じですが、御意見を受け止めつつ採決に進ませていただきます。御理解ください。

(小林委員退席)

都留会長 それでは、採決を行います。賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賃金課長 会長を除く委員のうち、11名が賛成であることを確認いたしました。

海老澤委員 会長、よろしいでしょうか。

都留会長 海老澤委員、どうぞ。

海老澤委員 ありがとうございます。今、採決のされ方が「賛成の方は挙手を」とい

別紙としまして、東京都最低賃金、1 適用する地域、東京都の区域、2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 1,041 円、5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発効の日、令和 3 年 10 月 1 日。

以上です。

都留会長 この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

都留会長 御異議がないようですので、局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。

（答申文作成）

（答申文手交）

労働局長 ただいま、会長から、令和 3 年度の東京都最低賃金の改正につきまして答申をいただきました。7 月 2 日に諮問させていただいて以来、委員の皆様には慎重かつ熱心な御審議を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日の答申に至るまで、三者構成による審議会への運営に真摯に向き合われ、御判断いただきましたことについて感謝いたします。

東京労働局といたしましては、今後、答申を踏まえて手続を進めてまいります。

また、答申を受けまして、中小企業に対する各種支援策について御要望もいただいたところでございます。当局といたしましては、今後一層の各種支援策の利用及び活用の促進に取り組んでまいります。

皆様方には引き続き、東京地方最低賃金審議会への運営につきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

都留会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定について事務局から説明願います。

賃金課長 御説明いたします。東京都最低賃金の改正決定について、ただいま審議会から答申がございましたので、本日、令和3年7月21日答申の要旨について公示を行います。

公示の期間は、公示の翌日から起算して15日を経過する日、令和3年8月5日木曜日までとなります。

異議申出がなかった場合には、公示期間終了後、東京労働局長が最低賃金の決定を行います。

一方、異議申出がなされた場合は、異議申出について審議をするため本審を開催していただくこととなります。以上です。

都留会長 ありがとうございました。続きまして、議事（2）「その他」に入ります。ほかに何かございますか。

特にないようでしたら、審議は終了といたします。

最後に、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

賃金課長 次回の開催日程につきましては、後日、事務局から御連絡をさせていただきます。各委員の皆様の御出席をお願いいたします。以上です。

都留会長 それでは、本会はこれにて終了といたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。